研究ノート

松方正義と日田養育館

金　子　進之助

Masayoshi Matsukata, the First Hita Prefectoral Governor and Hita Youikukan (Hita Child Welfare Facility)

Sinnosuke KANEKO

【要　　旨】
明治元年、初代日田県知事として赴任した松方正義は、当時同地方に悪習としてはびこっていた妊娠中絶をなくそうとして、先進的な児童福祉政策を実施した。日田養育館の設立がそれである。当初禁止令や、指導によって悪習を絶とうとしたが、後諫山東作の進言や宇佐郡四日市の医師である渡辺方策の上申によって育児施設や、養子縁組の仲介機能を持った養育館を設立することになる。これには咸宜園塾長広瀬林外の提言もあったとされている。現在日田郡堀田村三本松の東方、宇島畑に建設されたという敷地の後も保存されている。施設には、養育掛長、養育掛医師、金銭出納役、金銭預掛、里子預見廻役、周旋方長などの役員の他に舘内には産婆（助産師）および乳母をおいたといわれ、児童施設と、児童相談所的な役割を果たしたと見られる。ただ、松方が中央に去って以来数年にして施設は廃止された。財政的理由からであろうとされる。

【キーワード】
日田養育舘　　松方正義　　児童福祉

1．はじめに

大分県は児童福祉の中世から近代の歴史の中で、二つの大きな出来事を有している。一つはアルメイダによって我が国で初めて設立された西洋式病院とそれに併設された育児院の創設であり、今ひとつは明治時代の初期に日田地方に設けられた日田養育舘である。今回は日田養育舘についてその大きな後ろ盾であった松方正義との関係において論述する。

ウィキペディアによると、「養育舘（よういくかん）は、当時の日田県が豊後国日田郡北豆田村に設置した、捨て子などの養育が必要な乳幼児を収容して保育するための施設である。あわせて孤児や貧窶児（ひんくじ）を収容したため、近代日本において最初の孤児院であるとされる。」[1]とある。日田養育舘は明治時代において、児童養護の先駆けとも言える施設で、乳幼児の養護、人工中絶防止を目的として作られ、舘内の要員のみならず、地域のケースワーカー的人員の配置など、その内容においても今日的に見てもよく配慮されていたと考えられる。

ただし、その開設期間はそう長くはなく、明

治２年から明治６年の間であったという。

２．日田養育館とはどのようなものであったか

明治維新後、江戸時代に幕府の直轄地であった大分県日田地方は「日田県」として明治政府の治めるところとなった。その初代県知事として赴任したのが松方正義である。

「日田養育館」は当時の豊後国日田郡北豆田村に明治２年（1870年）に設立された。

⑴　設立の経緯

設立に到る状況として、「公爵松方正義傳乾巻」[2]pp254の三「公と養育館の設置（上）」に以下のように記されている。

『由来、日田県内の風俗頽廃し、一家二児以上に及べば之を堕胎せしむるの悪習を存し、所在棄児を為すものあり、多年の積弊俄に芟除すること能わざるものがあった』[3]

これまで、日田県内の風俗が乱れ、一家に子どもが二人以上になれば、その次の子どもは人工中絶や産んでも捨て子するものがいた。長年にわたってこのようなことが行われていたので、急にやめさせせることができなかった。松方公も改めさせようとして方法を講じたが効果がなかった。

はじめは『教えざる民に対して単に堕胎のみを禁ずるも、その結果あるいは一家内の紛擾を来すの虞あるのみならず、之に要する経費は莫大なるべし』[4]と考えたという。つまり、「教育を受けていない者に単に人工中絶を禁止しても、かえって家族内で仲が悪くなったり、騒ぎが起こるおそれがある」と考えたというのである。

その次の費用に関しては、家内の子育て費用なのか、啓蒙活動に関する費用なのか、はたまた一家の生活安定のための公的資金についていっているのか、判らないのであるが、費用がかかると考えたというのである。

そこで戦略として、まず産婆（助産婦）にこのような悪習を続けてはいけないと諭し、この教えに従う者は賞賛し、之に背く者は戒告した。さらに医師にも、仁術を旨として決して倫理に背いてはならないと言い付けたが、いずれも効果を上げなかった。さらに僧侶に対して民衆に説き聞かせるようにさせたり、村長や組頭といった重役の人にも民衆を説得するようにとさせたのだが、依然として効果がなかったという。

いよいよ効果がないことを悟った松方は、自ら医師や一般県民に対して、直接呼びかけることにした。

⑵　提案者

ウイキペディアによると、『構想には、諫山東作の進言や宇佐郡四日市の医師である渡辺方策の上申があったとされ、また貧困家庭の出産に20年間寄付金を与え続けた実績のある加布里村の政右衛門に諮問している』[5]）という。他方日田掛屋の広瀬家には「養育館一件書類」という136ページに及ぶ記録が傳わっており、これによると発案・提案者は咸宜園塾長　広瀬林外が県知事の松方正義に進言したことになっている[6]。いずれにしても松方が地域の先駆的活動家の知恵を借りたことがわかるが、このような試みは、指導者のセンスと、実行力に由るところも大きいと考えられるので、まさに明治２年に地域の児童福祉問題を考える、適材がそろっていたと言うべきであろう。

松方は以下のように述べているという。

『堕胎の悪弊は天理に逆らい、人理に背くの甚だしきものにして洵に長大息に堪えず。是れ畢竟相当に従来政教の全からざるに由ると雖も、事今日にいたりては、実に本官の罪なり。蓋し此弊の由って来るところを考ふるに、産婆産医の奸悪不正なるもの、金銭を貪り邪術を行ふより起こる。斯くの如き徒はいわゆる人面にして獣心なるものなり。何れの時か天罰を被らざる事なからんや。本官赴任以来、此の悪弊を芟除せんと欲し、日夜千憂萬慮すと雖も未だ之を救ふの良法を得ること能わず。故に今試に医

師を人選して仁術の本旨を體し、胎児の養育に努めしむると同時に、又た産婆に訓諭するに、邪術行ふべからざるを反復せり。幸いに之を以てこの悪習を一洗するを得ば、庶幾くは至誠自ら神明に通じ、本官をして政教其宜しきを得ざるの罪なからしむるに至らん。』[7]（同書pp256）

要約すれば次のようになる。人工中絶の悪い習わしは天の教えにも、人の道にも甚だしく背くものである。情けなくてため息の出る思いである。これはこれまでの政治や教育が十分でなかったということだろうが、現在では県知事たる自分の責任である。この悪い習慣がある理由は、悪い産婆や医師が自分の医術を利用してそれに手を貸して謝礼稼ぎをしようとすることに由って起こるのである。このようなことに手を貸す医師らは、人の顔をした獣である。自分も赴任以来、どうしたらこの悪習がなくなるかと日夜心配し、考えてきたが良い方法が見つからなかった。今試しに、良い医師を選んで、医学が本来持っている正しい人助けに立ち返り、生まれた乳児の養育に手を貸してやるようにすると同時に、産婆にもしっかりと言い聞かせて、悪い施術を行わないようにと何回も説き聞かせた。もしこの悪習がなくすことができれば、自分の誠意が天に通じ、悪習を放置したという罪に問われることもなくなるであろう。

この文章からすれば、当時、産婆や悪い医師らが、庶民からお金をもらって、堕胎等にしたがっていたことが推測される。金儲けであるから、悪習がなくならないと言う。ただこの視点からは、子どもを産む側の何故そうしなければならないのかという社会的背景はまだ見えてこない。しかし、松方公が堕胎禁止令を出した結果、生まれてくる子どもたちのためにこれを収容し保育する施設が必要になった。つまり、家庭で育てられない子どものための施設の必要性に気づくのである。そこで新たに「養育舘」を設置することになる。

もっとも、この風習は一人日田地方にあったのではなく、日本全国で人口妊娠中絶や、嬰児の殺害を行ってきたと言うことがあったらしい。江戸時代にも何回も幕府や地方の藩政府が堕胎・子棄て・子殺しに関する禁止令を出しており、明治になってもこの布令が行われた。特に明治時代になってからは、西欧との条約が不平等であると言うことから、その改正問題があり、キリスト教国で禁止されている「人工中絶や子殺し」に対して、これを改めなければ、野蛮国として、文明国の仲間入りをさせてもらえないという急迫した状況もあったと考えられる。もっとも、条約改正はもっと後のことである。鹿鳴舘時代がまさにそのための働きかけの時代であったと考えられるので、明治２年に設立された、日田養育舘は、悪弊の打破に重点があったと考えてもよいかもしれない。

日田では、はじめは古草庵という建物を養育舘に当てたが、後に日田郡堀田村三本松の東方、宇島畑に建設された。（現在日田町：日田市＝金子注）なお、平成22年現在この跡地には「日田養育舘之址」と記した石碑が建てられている。これも松方公揮毫に係るものと言われる。

⑶　日田養育舘の内容

松方公傳記によると、明治22年２月25日、博多屋現兵衛、丸屋幸右衛門、鍋屋甚左右衛門、京屋為右衛門を養育舘普請掛に任命、４月15日に新舘上棟式、６月６日に竣工を見た。この経費や将来の基金は松方公はじめ県の官僚の寄付、その他有志の寄付に由ったという。その額は数千円であった。[8]

養育舘は孤児だけではなく生活貧窮の児童も収容した。その事業に従事する職員は無給であった。

１）職　員

役員は、次の通りであったという[9]。

養育掛長	相良文敬
同	諫山東作
養育掛　医師	椋野元啄
	平島尚鋼
	財津又玄

金銭出納役　　平島尚鋼
金銭預掛　　千原幸右衛門
里子預見廻役　　田邊元春
周旋方長　　合原幸六

又役員の他に舘内には産婆（助産師）および乳母をおいた。さらに各村に数名の周旋方を定め、周旋方は周旋方長の命を受けて、孤児ならびに棄児の捜索、調査、および妊婦の取り締まりを行い、周旋方長に報告させたという。

これらは今日的からみれば、助産施設と養護施設（乳児院も）をかねた施設であり、さらに児童福祉司ないしは民生・児童委員をもおいていたことになる。

３．日田養育舘の活動内容

松方正義傳によると、日田養育舘の主な設置目的は、父親のいない私生児の保護にあった。もっとも公生児でも生母が死亡して引受人がとうてい養育できないという事情があればこれを収容したと言われる（筆者注：現在は施設入所という言い方をするが、原文に添って「収容」という言い方をする）。

⑴　周旋方の配置

各村の周旋役は、常に無配偶婦女の妊婦の有無に注意し、もしこれを発見した時には、妊婦とその保護者に対して丁寧に（人工中絶が）人道に背くことを説き聞かせ、人工中絶をしないことを宣誓させ、分娩の暁には祝儀を上げたり、もし貧困で養育できない時には養育舘に預かるか、自分で育てるという者には養育費を支給したという。

⑵　人工中絶防止と養育困難児の収容

１）報奨金の支給[10]

周旋方にも費用を支払ったとされる。すなはち無配偶婦女の妊娠を察知し報告した場合探索費用として、金１分又は２分を支給、説得して人工中絶をやめる事を誓約させた場合説得賞金２分、胎児出生後に未婚の両親を結婚させ、出生児を自分で育てるように斡旋媒酌の労を執った場合には媒酌金２分を与えたとある。

以下これらの報奨金については別表⑴に表示する。

２）赤ちゃんポスト

養育困難児を収容するにあたっては、直接面談して申請しにくいことも考えて、その児童を門前に棄ておくこともできることとした[11]。まさに今日熊本市内の病院が試みた「赤ちゃんポスト」の発想である。これによって夜間密かに児童を門前に置いていくものがあいついで、総数150人余を数えたという。

別表⑴報奨金等[12]

報奨金		
周旋人への報償	無配偶婦女の妊婦発見・報告	金　１分ないし２分
	人工中絶の中止説得成功	同　２分
	結婚させ、媒酌、出生児の育児斡旋	媒酌金　２分
養育困難児	収容	
無配婦女子等	人工中絶せずに出産	祝儀金　２分 衣服肌着　１枚
処罰		
人工中絶した婦女助産婦		舘員の面前にて剃髪性状重き者の放逐

⑶　舘内での養育方法

育児方法は、天井からゆりかごをつるして、乳児をその中に入れてあやしたという[13]。
時代はさがって「ホスピタリスム」が、施設育ちの児童で問題になったが、その原因の一つは人手不足により、母性的養育の不足であり、もう一つは乳幼児に必要な刺激が与えられない事であるといわれてきた。ホスピタリズムの問題が語られる以前に、このような工夫が為されていたことも興味深い。

乳児にとって、母乳の供給が必要であるが、一人一人に乳母をそろえることは困難である。松方はかつて海軍の訓練を長崎で受けており、この際に居留外国人が乳牛から牛乳を搾って使用していたのを知っていたので、長崎から乳牛

数頭を仕入れ、又乳器（筆者注：ほ乳瓶のことか）をフランス領事を介して上海に注文してこれを得て、乳児に牛乳を供したという。（もっとも今日では乳児には牛乳の消化酵素が備わっていないために加工して与えている）

又園内では、松方自らよく足を運び、子どもたちを可愛がったという。

⑷　養子縁組[14)]

収容された子どもを養子にしたいという希望者も現れ、時には抽選するほどのこともあったという。収容児が一人もいなくなったこともあったという。

養子に出す時には衣服を新調して着せ、お金も付けてやった。これらは寄付金からまかなったとある。

養子が成長するのを見届け、又成長するとこれを招いて慰め可愛がった。県知事が自ら棄て子を可愛がって見せることによって、民衆も子どもを軽蔑しないように手本を示し、世の親たちも反省させたという。

４．養育舘設置の効果

先にも述べたように、養育舘を設置設置した目的は人工中絶や乳児の間引き防止ということであった。これは単にそのような行為をやめさせると言うことではなく、人倫にもとる行為が悪いことだという、倫理道徳観を教育することでもあった。さらに、子どもを産んでも養育舘に預ければよいと言う安易な気持を持たせてはならない。松方はこのような考えから、堕胎（人工中絶）をさせないためには、貧困な県民を救済する必要があると考えたという。ただ現在のように、貧困に対する考えが、国家の責任において対応するというものではなく、むしろ公的な救済ではなく、私的な救済が好ましいと考えたようである。したがって、養育舘の運営や人工中絶を思いとどまった者に対する賞金や生活資金の援助は集まった寄付金の中から行い、自らも私的資金を給したと記している。

お上に頼ることは、その救済を受けるものが安易にそれを当然のことのごとくに思って、自ら努力しなくなると考えたのであろう。傳記の作者はこれを松方の深慮の結果[15)]だと述べている。

貧困などの理由によって、資金を下した後は、その管理は地域の村庄屋などに任せ金銭の管理や生活指導を行わせた。

松方の日田在任は。明治２年から明治６年末までとされている。この間に収容した妊婦（胎児）は366名、出生後引き続き養育舘の養育を受けた者はそのうちの192名。養育舘で成長後養子に引き取られ、その際養育舘から金品を付与した者159名（男71名、女88名）貧困のため養育した者は91名であったという[16)]。この事業実施後次第に人工中絶や乳児の間引きは少なくなり、養育舘の成果は上がったとされている。

５．日田養育舘のその後

松方の転任後日田養育舘は民間人の手に委ねられるが、指導者が去って後、思うように資金が集まらず、やがて閉舘となった。

松方が、出世して明治16年大蔵卿として、九州を巡回した際には日田で90数人の若者が面会に訪れた。これらの者は、日田養育書で育てられた14歳から16歳の者達であった。松方はその再会を喜んでいる。

６．まとめ

松方正義は32～３歳にして日田県令となった人物である。彼は後に大蔵卿（大蔵大臣）や総理大臣をつとめたほどの人物であった。彼なればこそ、このような児童福祉の先鞭的事業をなしえたと言えるが、そこにはこれを補佐する諌山東作ら地元の優れた医師や町役人がいたからだと思われる。また政右衛門と呼ばれる地域の人徳ある人物の先駆的事業もあった。もともと、日本の悪習といえるものが長く続いた堕胎・間引きといった人工中絶や乳児殺害である。これによって農業生産の養えるだけの人口

が維持されてきたとも言える。しかし、当時の日本は西欧との交易が始まったばかりであり、その西欧諸国はアジアを植民地化しようと、虎視眈々とねらっていた時代である。その当時の為政者は西欧諸国と結んだ条約が不平等なものであり、一刻も早くこれを改めたいと思っていた。一部の西洋人は日本人の文化の高さや教養の高さに驚いてはいたが、しかしここに述べたような人工中絶や間引きと呼ばれる嬰児殺しの風習は、西欧人の顰蹙をかうものでもあった。西欧諸国の侮りを受けないためにも、日本はこれまでの悪習をやめさせる必要に迫られていた。

実にこれは日田県のことだけではない。日本国内に多くあったにあった悪習なのである。中世に我が国を訪れたヨーロッパ人、とりわけ聖職者達もこの風習に驚いていた。府内（大分）にアルメイダによって作られた育児施設（兼西洋式病院）も、このために作られたと言われている。

このような時代的背景、社会的背景があったとしても弱冠32歳の松方が、地域の世話人と図って、養育舘を作った業績は児童福祉の歴史の中では評価されるべきものである。目的は文中で述べてきたように人工中絶や堕胎という人倫にもとる行為の廃絶である。

このために

①周旋方と呼ばれる、児童福祉司や児童委員的な職員を配置したこと。

②胎児を産み落としても育てられない者のために養育舘という施設を設けたこと。

③堕胎（人工中絶）をあきらめた者やそれをすすめて成功した者に報奨金を出して堕胎防止に努めたこと。又それが成果を上げたこと。

④養育舘には医師や産婆（助産師）をおき助産や、子どもの養育に努めたこと。

（今日の制度で言えば「助産施設」「乳児院」にあたる）

⑤養育内容は、ゆりかごの準備、牛乳による授乳、子どもとの触れあいなど、現代の育児にも通じるものが用意されたこと。

⑥里子制度の先駆的な利用。

⑦財政の民間資金の利用。

などが行われた。

また、後に松方は、民部省（今の厚生労働省に当たるか）に聞かれてこれらの経験を意見具申して、全国の政策の参考に供している。

以上、松方正義が明治時代に行った日田県（現在の大分県日田市）における児童福祉施設について報告した。

なお、この日田養育舘あとには現在も石碑が建ち、当時のことを知ることができる。

註

1）キーワード：日田養育舘　松方正義　児童福祉

2）公爵松方正義傳乾巻　徳富猪一郎著　公爵松方正義傳発行所　昭和10年　p254
3）公爵松方正義傳乾巻　徳富猪一郎著　公爵松方正義傳発行所　pp254
4）公爵松方正義傳乾巻　徳富猪一郎著　公爵松方正義傳発行所　pp255
5）松方正義と日田養育舘　　ウイキペディア
6）日田御役所から日田縣へ　広瀬恒太編著　帆足コウ発行　昭和44年5月1日　pp42
7）公爵松方正義傳乾巻　徳富猪一郎著　公爵松方正義傳発行所　pp256
8）公爵松方正義傳乾巻　徳富猪一郎著　公爵松方正義傳発行所　pp257
9）公爵松方正義傳乾巻　徳富猪一郎著　公爵松方正義傳発行所　pp257~258
10）公爵松方正義傳乾巻　徳富猪一郎著　公爵松方正義傳発行所　pp259~260
11）公爵松方正義傳乾巻　徳富猪一郎著　公爵松方正義傳発行所　pp261
12）公爵松方正義傳乾巻　徳富猪一郎著　公爵松方正義傳発行所 pp259~260（金子図表化）
13）公爵松方正義傳乾巻　徳富猪一郎著　公爵松方正義傳発行所　pp261
14）公爵松方正義傳乾巻　徳富猪一郎著　公爵松方正義傳発行所　pp262
15）公爵松方正義傳乾巻　徳富猪一郎著　公爵松方正義傳発行所　pp262
16）公爵松方正義傳乾巻　徳富猪一郎著　公爵松方正義傳発行所　pp263
その他の参考資料
＊日田養育舘　井上勲　就実女子大学・就実短期大

学紀要　昭和59年12月
　本文中の、我が国における堕胎の風習とその取締・対策について本論文から多くの事をお教えいただいた事を明記する。
＊諫元正枝代表　日田養育舘の紙人形展　　平成22年2月　パトリア日田